

第七回国会 労働委員会 議院 議事録 第十号

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事島田 末信君 理事三浦寅之助君

理事吉武 惠市君 理事春日 正一君

飯塚 定輔君 金原 舜二君

千賀 康治君 松野 頼三君

塚原 俊郎君 船越 弘君

前田 種男君 柄澤とみ子君

出席政府委員

労働事務官 賀来才二郎君

(労働局長) 寺本 廣作君

(労働基準監督官) 金子 美雄君

(労働基準局長) 海老塚政治君

委員外の出席者

労働事務官(労働統計調査部長) 横大路俊一君

労働事務官(職業安定局長) 濱口金一郎君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事務官(職業安定局長) 金子 美雄君

労働事情に関する件

○倉石委員長 ただいまより会議を開きます。

まず労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を許します。前田種男君。

○前田(種)委員 今提案されております改正案の内容は、簡単なものでございまして、ごく簡単に二、三の点を御質問したいと思っております。

われ／＼は基本的には、現在適用されておりますところの労働組合法に対しては、根本的な改正の意見を持つておりませんし、前議会において改正されましたときにも、徹頭徹尾反対したものであります。今日施行されております労働組合法の基本的な問題には、たゞいま申し上げたいと思いません。ただ二、三の点をお尋ねしたいと思っております。まず、すでに現行法が施行されて相当日数もたつておりますので、事務的に政府自身から見ても、現行法をもつて改正したかどうかという点も、相当お気づきになつてゐるところがあるかと考へます。またわれ／＼労働組合に直接関係を持つてゐる面から見ても、政府の考えとそうギャップのない範囲内でも、もつと合理的に改正すべき点があるのではないかと考へるに考へます。一、二の例をあげますと、会計検査の場合において、計理士に依頼して、会計の内容を公開しなければならぬという点も、労働組合自体に相当莫大な費用がかかる。そうした手数料

かけなくとも、公正に内容が公開できるようなことになり得るならば、もうその目的は達せられると考へます。また組合規約の改正の問題、あるいは大会の持ち方等につきましても、あまりに法で拘束されてゐるという点等もございまして、あるいはその他にもあらうと思ひますが、そうした点に対する労働省の見解を二、三承つておきたいと考へます。

○賀来政府委員 組合法の改正が施行されてから、今日までの経験から申しまして、御指摘にもありましたように、今後もう少し様子を見た上で、改正を要するのじやないかという点はございまして。ただいま御指摘の組合規約の問題にいたしまして、これは五條の問題でございまして、二條と五條と関連いたしまして、もう少し適当な、実際に合うような状況に持つて行つた方がよいのではないかと考へることも、感じて来ている点はあるのでございまして。

この際現在の状況を申しますと、二條の一号と申しますか、利益を代表する者があつてはならないという線に沿ひまして、すでに排除を終りましたものは九一・六％であります。この利益代表をあくまで排除する意思がないといひますのは、〇・二％、組合数からいひますと、約二万数千あります組合の中で、三十四組合という程度になつております。それから二條の二号でございまして、すなわち経費の援助を受け

て、すでにその援助を打切つたものは、全国で九三・五％に達しております。あくまで経費援助を受けて行くという組合は〇・一％にすぎないという状況になつております。一番おくれつておりますのは、ただいま御指摘の組合規約の整備でありまして、これはまだ全

国の組合数のうち、四五・二％しか整備を終つておりません。しかしながらもう全然改正の意思がないというものは〇・五％にすぎない。こういう状況になつてゐるのであります。従ひましてこれらの事情をおしほらばく見まして、あの法の予期してあります通り、あくまでやはり組合は自主的に、民主的に、自發的に、組合規約その他の整備を遂ぐべきものだといふ考へ方で、様子を見て行きたいと考へております。

それから次に考へられます点は、第二十七條の不当労働行為についての労働委員会の処分状況であります。最近裁判所の処分が早くなるというふうな傾向も出て来ているのであります。これは第二十七條によつて労働委員会が処分する権限が、第二十七條の現状をもつていたしまして、不足ではないかといふふうな点もあります。あるいはそれに対して労働裁判所制といふことを考へべきではないかといふふうな議論も出つてゐる状況であります。この点についても研究の余地があるものと考へております。

御指摘の会計監査の点であります。これは今日までの状況におきまして、一時、非常に料金が高い、また公認会計士法の関係等から実際に合わないのではないかと考へることが指摘されておつたのであります。各府県の努力と計理士協会の協力によりまして、料金も非常に安くなつて参つております。それから今度の国会にかかつておりますところの公認会計士法の一部を改正する法律案が通りますならば、将来は職業的に資格ある会計監査人といふものは、必ずしも公認会計士あるいは計理士である必要がなくなるのであります。組合が職業的に資格ある会計監査人であると認めるものでありますれば、だれでもよいといふふうなことになる。まして、この公認会計士法から来ますところの、会計監査制度のむづかしい点は相当緩和せられると考へておるのであります。各組合におきまして、こういう料金の点あるいは公認会計士法の非常にむづかしい点が解決いたしますならば、この監査制度自体については、監査をやつて非常にいい結果を得たといふふうな傾向もあるのではないかと考へます。なほ不備の点あるいは改むべき点につきましては、研究を続けて行きたいと考へておる次第であります。

○前田(種)委員 それから今提案されておりますところの北海道、大阪府、福岡県の三地区を、東京都並の各七名ずつの委員に増員することには異存はございせんが、わが国の労働組合の主たる地区をなしてありますところの、また言いかえしますならば、日本の産業の中心をなしますところの愛知県、兵

庫県、神奈川県という三県は、北海道、大阪府、福岡県に次ぐ重要な産業地区でもあるし、労働組合の非常に発達した地区でもあり、また事件が非常に多いところでもありますので、この三県には労働委員を増員して、委員会の活動をもっと敏速になさしめたいという要望があるわけです。私たちがぜひ三県だけは、改正案を修正したいとして、七名ずつにしてもいいという要望を持っておりませんが、この点に対する労働省の見解を承つておきたいと考えています。特にこの三県につきましても、今日改正案が修正できないという事情がありますれば、近い将来にぜひそうした方向に向うように努力願いたいという要望を含めまして、一応当局の見解を承つておきたいと考えています。

○賀来政府委員 この点につきましては、ただいま前田委員より御指摘がありましたように、神奈川県、愛知県、兵庫県の労働委員会の当局も非常に希望が強いのであります。のみならず、全国の地労委の協議会におきましても、こういう特定府県の増員をすみやかに決めるようにという希望があつたことは、了承いたしておるのであります。また実際の取扱状況を見ますと、ごもつともな点もあるわけでありました。しかしながら今度の改正を出しました理由は、提案理由に御説明申し上げましたように、取扱件数、特に労資紛争の調整件数、不当労働行為の処分件数及び労働組合規約の審査件数の多寡並びに組合員数、組合数、事業所数等いろいろ条件を考へまして、頭から三位までをとりましたのと、もう一つの理由は、北海道は非常に地区が広いために、現地に委員が出て調整をされるこ

とがあるのであります。その際にはどうしても札幌におります委員の数が定数を欠くというようないふりもありません。これは地区が広いという意味において特別に考へなければならぬ。大阪と福岡にありましては、単に大阪府及び福岡県の取扱件数だけではないのでございまして、福岡県におきましては、石炭等の関係から、長崎、佐賀県等にわたりましたも取扱います。あるいは電産等の関係で、九州一円のものも福岡が管轄する場合があつたのであります。またこれからはあるわけでありまして、大阪もまた同様でありまして、私設鉄道等は大阪を中心として数府県にまたがっております。これを処理して行く場合が今日まで非常に多くあつたのであります。さういふ特別な事情もありまして、この三府県を選んでだういふ次第であります。神奈川県、愛知県及び兵庫県の増員につきましては、先ほど申しました後者の理由はありません。取扱件数等を比較いたしますと、神奈川県は特に不当労働行為等で委員は非常に忙しいのであります。その他調整事件、あるいは組合数、争議件数等をいろいろ比較いたしますと、今度の改正に入つております三府県等と比較いたしますと、やや下位にあるのであります。そこでこれはいまいしばらくその実績を見て行きたいというものが一つであります。もう一つは関係筋の主張することろを聞いてみますと、日本の労働委員会の制度は特徴もあるが、しかしながら大人数が多過ぎる、五、五、五の比率でも多過ぎるというようないふりも言つておるのであります。将来に向いましては、これはやはり増員すべき

ではない、しかし北海道、大阪、福岡については、ただいま申しましたような理由で特に認めるべきだろ、こいういふうな意向もあつたのであります。これはとにかくいたしまして、われわれといたしましては、先般改正法が国会を通ります場合に修正がございましたときに、東京府はとりあえず加えよう、また情勢によつて次々に加えて行こうという御意向もございましたので、今度は漸進的に申しますか、とりあえず北海道と大阪と福岡を入れたのであります。今後愛知、神奈川、兵庫につきましては実績を見つつ、その状況によりまして、これを加えるかどうかというのを決定したいと考えております。従いまして今回におきましては北海道、大阪、福岡に限り、かように考へておる次第であります。

○倉石委員長 春日君。

○春日委員 いろいろありますけれども、さしあつて出ている問題ですが、労働委員会が人が足らぬからふやしてくれという意味合いでなく、いろいろと説明があつたのでありますけれども、二十三年度と四年度で、大体各労働委員会が扱つておる件数、解決した件数、それから二十三年度と四年度で不当労働行為その他について裁判所に訴えた件数、これをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○賀来政府委員 全国の件数でございましょうか。

○春日委員 全国、それから各県別があればなおかつこうだと思ひます。それが出ませんと、ふやす理由がわからないのであります。

○賀来政府委員 はなはだ申訳ないの

であります。全国のはたたいま資料を持つておりませんので、調べまして至急上げたいと思つております。

○春日委員 それが出て来なければ、ふやしてくれといつても、りくつが通らぬのです。ただ大阪が大きいから、北海道が広いからとか、一応りくつは通りますけれども、しかしそれだけでなく書面で、この通り忙しくてどうだから、ひとつふやしてくれといふ数字が出て来なければ、話にならぬ。国会らしくない。

○賀来政府委員 ごもつともな御質問でございまして、私どもの方で今度改正をして増員をいたそうといひました理由には、先ほど申しましたようにいろいろの条件を入れておるのであります。御承知のように労働組合数、事業所数、争議発生件数、これは大体二十四年度で見えます。それから争議の調整件数は二十三年、四年度で見えるのであります。資格審査件数は二十四年度、不当労働行為の取扱件数は二十四年度、こいういふに見て参つたのであります。大阪におきましては争議の調整件数が二十三年は八十一件、二十四年度は二百五十九件、資格審査数は二百四十四件、不当労働行為取扱件数は改正後八十八件、それに対して福岡は、不当労働行為の取扱件数が二百十三件、資格審査数は三十七件、争議調整件数は二十三年が百四十四件、二十四年度が七十九件、北海道はやや落ちますが、争議調整件数が二十三年が四十七件、二十四年度が五十八件、資格審査数は二十四年度四十一件、不当労働行為三十九件、こいういふになつておるのであります。北海道は先ほど申しましたように、取扱件数はあまり多く

はありませんが、距離が遠くて、現地でやる場合が非常に多いのであります。どうしても五人では足りないといふ事情がよくわかるのであります。福岡、大阪等でも、たとえば不当労働行為は福岡において二十四年度二百三十三件ありますが、これは一件の取扱時間相当長くかかるのであります。ほとんど公益委員は月のうち三分の二程度労働委員会に出ていたでいておる。こいういふ状況でありますので、この際この三箇所は増員をいたしたいといふのであります。

○春日委員 政府の態度といふものは、非常に人をばかにした態度だと思ふのです。とにかくちやんと数字をそろえて、こいういふになつておるか、と云つて来なければ、ただ今言われたように二十四年度がどういふのはわからない。二十三年度との比較がはつきり出なければ、どのくらい忙しくなつておるかといふことも出て来ないわけですから、それからもう一つ私の言つておる裁判所に提訴しておる数といふもの、これがはつきりして来なければいけない。これは今重大な問題になつておる。労働委員会のかねえの軽重を問われるような問題になつておる。それがはつきりして来なければ、それだけの人をふやしてやる必要があるかないかといふことは決定できぬわけだ。ただ言われた通りうのみにしるという態度ではなく、こいういふ材料をそろえて持つて来て、こいういふ次第でありますからと言わなければ、あなた方の責任は済まぬはずだ、それが出なければ話が始めらぬと思ふ。

○賀来政府委員 裁判所の取扱件数につきましては、はなはだ申訳ない次

ておりますが、神奈川県は三十八件、今御指摘のように取扱つております。これをはかの府県の大坂あるいは福岡等と比較をいたしますと、たとえば福岡は二百十三件扱つておるのであります。

れども、実際方々歩いてみて、労働委員会というものが信用がなくなつておることは事実なんで、裁判所に訴えるということ、あなたはその方が解決が早いからと、こういうふうに言つて

た者のうちから知事あるいは大臣が委
嘱する、かようなことになつておるの
でありまして、以前いわれましたよう
な職権委嘱、すなわち組合の推薦もな
いのにかつてに知事あるいは大臣が

法が考えられるのでありまして、各府
県の選び方について、かような選び方
をせよというような基準は示してござ
いません。ただわれ／＼が労働委員の
選出について、どういふ考え方を持つ

のでありますならば、その人に対する信頼性というか、労働大衆の信頼性が強いということを否定するわけではございませんけれども、ただいま申し上げたような関係はやはり考慮すべきだと考

えまして、この線を選んでおるの、選任の大体の基準になつております。

○春日委員 そういふ基準は、常識的に考えて、その方が都合がいいということになれば、それはいいのであります。そのあなたの方の認めておるような基準に適合するかどうかということ、知事や労働大臣がやる必要はない。そういうことは労働組合でも、自分たちのいろいろの問題を片づけるとなれば、相談してやつておる。現に神奈川県のごときは、去年のときも今年も、総同盟も産別も中立も一緒になつて協議会を開いて、それではこういう比率で出すとか、こういうところから出すとかいうことで、労働組合が自分でやつておる。労働組合のやるのになんかそればいいので、何もあなたの方でそれをきめて——こうだあ

だと言ふが、あなたの方が万人の間かと言へば、そうではない。だからそういううへんばな者が出て来る。そういう点で、あなたの方は労働委員会というものを非常に軽く見ており、ばかにしておるという印象を非常に受ける。それについてあなたはどうか考えておるか。

○賀来政府委員 どうも恐縮であります。私は実は労働委員会の事務局を経験して参つたのでありまして、労働委員会の重大さというか、つらさということは、事務局職員として身をもつて体験したつもりであります。今日労働組合が、ストライキでもつて解決するといふことは、もう最後のなものであつて、それよりも何とか合法的、合理的な方法で解決したいという状況が非常に出ておられます。労働委員会

の使命は非常に重要だと考えておるの

であります。さういふ意味合いから、先ほど申したような大体の考え方を選任すべきだ。これは各府県とも、組合の方々にも、そういうことを話をしながら、円満に出るようによつておると承知しておるわけでありまして。

○春日委員 労働委員会をあなたもやつて来た。だから尊重してと言つて来ても、最近でもあなたの方でやつて来た。それを見ていると、日鉄のストライキがあつた。なぜこれを労働委員会にやらせない。労政局長というものは、そういうふうなストライキの調停をやるものか。この点では労働委員会内部でも異議があつて、吉田君などから抗議が出ておるはずだけれども、なぜやつたか、だれに頼まれてやつたか。輕視している証拠やないか。その点をひとつ伺ひたいと思ふ。

○賀来政府委員 これはもう御指摘のよう、労働委員会にやつてもう考慮えてございしますが、労働委員会に労使双方ともあつせんを依頼する意思がないといつて、これをそのまま放置しておきましては、解決の目途もない。しかし解決は急ぐという場合には、政当局の使命といたしまして、すみやかに労使の紛争の解決をはかる。さうして労使関係の安定をはかるようにいう使命もございします。特に日鉄の場合におきましては、まだ組合は資格の審査を受けておらなかつたのであります。従ひましてあの際に労働委員会に参りまして、労働委員会として、これに仲裁を與えるといふことは、至難な状況である。しかも組合も会社も、労働委員会にあつせんを依頼しようという意図はなかつた。私の方とい

たしましては、労使双方の実情がどういふことになつておるかという調査をいたしまして、調査の結果、こ

ういふふうな点を氣をつけて行けば、団体交渉も開始せられるのであります。うし、解決がつきましようといふので、団体交渉再開につづきかけを與えた、また両方に対して勧告をしたという程度であります。ただ新聞に出ましたところでは、労政局あつせんといふことになつておりますが、労働法の規定によりましてあつせんといふところまでは、行つていなかったものであります。自然これは双方の妥協によつて解決がついたような状況でございします。

○春日委員 そういふことを言うけれども、何もう非公式なあつせんなんら、何も労働委員会が非公式にあつせんじたつてできることで、従つてやることではないと思ふ。こういう時代に労政局長などが動き出したといふところ、非常に大きな問題がある。たとえば労政局など非常に予算をたくさんとつておるけれども、そういうことで労働組合の問題に労政局が出て行つて、かれこれやり出せば、労働組合はますます御用組合にされて来る。またさういふふうに見られてもしょうがない。だからさういふことは、やはり労働委員会にやらせるといふようにしなければ、労働委員会の権威もなくなつてしまふ。なくなれば、よそから出て行つてあつせんするといふことにならう。そういうことは十分考へてやつてもらはないと思ひます。

大体この問題についての質問はこれで打切つて、またあとで質問をいたし

ます。

○柄澤委員 ただいま春日さんの質問

の答へに對しまして、賀来労政局長が、産別とか、あるいは総同盟といふような組合から、公平に代表を出すといふようなお話がありましたけれども、たとへば現在電産はストライキをやつておるのでございしますが、この間千葉へ参りましたときに、電産の大会で——関東配電組合といふものが別箇に今つくられつたのであるでござい

ます。その組合の代表が席上において、労働省の指導によつて自分らが組合をつくつて、自分らの組合は成立するの

に確固たる根拠があるのだといふことを、大会の大家に對しての支持を得る一つの根拠として、強力に主張をしておつたのを、私承つたのでござい

ます。関東配電組合の人数といふものは、全体の電産の労働者の数から比べますと、まことに微々たるものでございまして、その大会の席上では大した問題にはならなかつたのでござい

ます。けれども、賀来労政局長が、ただいま労働委員会の労働委員の選出の場合におきまして、産別系であるとか、あるいは総同盟系であるとかいふような組合の系統別によつて代表を出すと言われまして、今の関東配電のことを思い起したのであります。こういうやうな電産の全体の組合から見ますと、実に微々たるものでございしますが、この微々たる関東配電のごときは、組合の系統が違つたといふことで、労働委員の選出の場合に代表を考慮するの

のかど、どうしても系統別といふことで、ではなく、数を根拠にしたところのものでなければならぬといふのは考へるのでございしますが、労政局長の御意見を承りたいと思ひます。

○賀来政府委員 先ほど申し上げまし

たように、労働委員の選出の仕方につ

きまして、多数決主義といひますか、多数なものから順次に取るべきだといふ御意見のあることも承知いたしてお

ります。しかし目下とつておられます方針は、先ほど春日委員に御説明申し上げましたやうなことが最も適当と考へてやつておるやうなわけでござい

ますが、御指摘の産別系あるいは総同盟系と、こういうふうなわけで、大体その傾向は見て参りますけれども、そのうち、また何千がどちらであるからどうという、こまかい点に觸れての割当はやつておりませんのであります。大まかに今の各府県の現状あるいは全

国の現状から申しますと、三つの系統に大体わけて扱つておるやうであります。産別系、総同盟系、その他、こ

ういふふうになつておるやうであります。関東配電の場合には、ある少数のもの

のがどつちに移つたからこれをどつちといふやうなこまかい計算はすべきでないものであります。やはり県の産別の連合会と申しますか、あるいは総同盟でありますと県連といふものがござ

います。その方と打合せをしまして、大体大数で処理いたしておる。こ

ういふことでございします。

○柄澤委員 関連してお伺ひしてお

きたいのでございますが、労働省として、電産の中からわかれた関東配電組

合の労働組合の結成について、労働省が確認したといふことを労働組合結成の大きな根拠として、労働組合の代表が宣伝しておつたのでござい

ますが、このやうな事実があるかどうか、承りたいと思ひます。

○賀来政府委員 関東配電の組合員は、御承知のように従来は約二万七千

ムースに解決して行きたいという御意見の現われだろと思うのでございませうけれども、その根拠になつておりますことは、労働委員会が反労働者のことを決定いたしましたことに對して、裁判所がより労働者に有利な判決をするというふうに、立法府、それから行政府において、人民の権利を、働く者の権利を守られていない、そのことを司法府が守つてやる、そういう労働組合法であるという事実を承認なさつて、もつと働く者の権利を守る労働組合法に改正なさる、現在守られていない働く者の権利というものが、司法府によつてかすかに守られて来ている。そういう事実を御承認になつて、その実情に即して労働者の権利というものを守る建前から、改正をなさるおつもりでいらつしやるのでございませうか。非常に抽象的な、実情に即した改正を近き将来においてするといふようなことでは、どうも安心が行かないのであります。問題はもつと急迫しております。失業者の問題にいたしまして、ストライキの問題にいたしまして、急迫した日常生活というものは、即時にこの労働組合法を根本的に改正しなければならぬといふところまで押し詰められておると思ひますから、その点抽象的な御答弁でなく、もつと具体的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○賀来政府委員 まず第一に、近き将来といふことを申し上げたのはございませぬ。われ／＼は改正の必要がありませうけれども、これはやはりいつでも改正はいたしますが、近き将来とか、遠い将来といふことを申し上げたわけではございませぬ。第二点は、御意見のよるな意味から、改正の必要があるといふことを考へておるのではないのであります。先ほど例にも申しましたように、第五條におきましては、組合規約に書くべき事項を羅列をいたしてあります。しかしながら、これは組合自体が自主的に、民主的に発議をして参りますならば、法律でこういふことを書けといふことも、必要がなくなるのではないかと、あるいは二條と五條との関連につきまして、どうも實際上の動きから見ますと、何となくこの運用が非常に困難な点もありはしないかといふような点も研究の對象になつておるといふこと、あるいは第二十七條につきましては、労働委員会が持つておきます現在の規定の権限の範囲におきましては、なお不足の点がありはしないか、といふような点を考へよう、といふのでありまして、改正をやるうと申します考へ方の根本におきましては、現在の労働組合法の持つておきます趣旨を離れまして、あるいはこれをどうしようといふ意図ではないといふことを、申し上げておきたいと思ひます。

○柄澤委員 私の質問の意思が十分に伝わらなかつたのでございませう。労働組合法の精神といふものは、先ほど申し上げましたように、労働者の利益を守る、働く者の利益を守る点にあると思ひます。その点についての改正をおやりになる意思がないといふことに承つてよろしくございませうか。

○倉石委員長 柄澤君に私から御相談いたすのでありますが、本日議程に關連はしておるようでありませうけれども、なお本案の解決のあとで、引續いて一般労働事情の質疑を当局にいたしたいと思ひますので、ただいまのようない一般労働組合法にわたるような問題は、そのときに譲つていただけませんか。

○柄澤委員 労働組合法の改正といふことは、一般労働組合法の改正なのであります。離れた問題ではないと思ひます。守ることができないで、裁判所が労働者の権利を守つておるといふような、こういう重大なる問題に對して質問しておるのでございませう。それを今度の改正に關係がないといふふうに委員長がお考へになりますのは、少し資本家側の立場に立つておるのではないかと申すのであります。非常にこれは重要な問題なのでございまして、もう長い質問でもないでありますから……

○倉石委員長 重要な問題でありませうが、ただいまあなたの御質問を承つておりますと、本日議題になつております地方労働委員の増員のことからすると大きくならまして、一般労働組合法の改正に對して、政府側の意見を徴しておられるようでありますから、そういう重大な問題は、引續いて行つて一般労働事情の質疑のときにやつていただく方が、議事の進行上好都合だと思ひますので、御相談しておるわけでありませう。

○柄澤委員 労働委員会として、やはりそういう点の発言をばまれる理由はないと思ひますのでございませう。離れた問題ではないと思ひますのでございませう。ひとつ賀来労働局長の御答弁をいただきたい。委員長からおとりはからしい願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 先ほど申ししたこと

を、また重ねて申し上げるようなことになりませうが、私どもは現在の労働組合法自体が、労働者の権利を守るのに十分であるといふふうな考へ方は持つていないのであります。ただ運営の結果によりまして、実情と照合をせまして、よりよき方に改正をする必要があれば、いつでもやらなければならぬ、こういうことを申し上げておるのでもございまして、裁判所のみが労働者の権利を守つておるといふふうな考へ方で、裁判所と労働委員会の關係を申し上げたものではございませぬ。たまたま労働委員会が、今日までの二十七條に基きます運用の状況から見まして、非常に熱心にやつてはおりますけれども、ときには裁判所の方の処分が早いようなときがある、この点は研究しなければならぬといふことを申し上げた次第であります。

○柄澤委員 非常に熱心にやつておられるといふ見解でもつて、労働委員会をお考へになつていらつしやると思へば、これはやはり重要な問題だと思ひます。神奈川県においても、三十八件のうち一件しか解決しておらない。また東京都におきまして、七十三件が提訴されておりますにもかかわらず、先ほど言われました公益委員会などは、月にわずか一回しか開かれておらず、四件しかやつておらない。一箇月平均二十件ずつ提訴されておりますものが、こういう状態では解決の見通しが無いといふことがわかれておるのでございませう。ですから東京都の労働組は、都労委のこの怠慢に對しまして、非常に糾弾しておるのであります。また神奈川県におきましても、糾弾のための大会を、総同盟といわず、すべての組合

が開いておる実情でございませう。そういう実情を無視しまして、労働委員会が熱心にやつておる、ただ人をふやせばいいのだ、大阪と北海道とどこかふやせばいいといふふうな考へで、この改正法案を政府側が説明なさるとすれば、これはやはり見のがすことのできない態度だと思ひますのでございませう。その点について労働局長はどう思つておられるか、都労委の怠慢を突かれて糾弾大会が開かれておる事実を、どうお考へになるかといふことでもございませう。

○賀来政府委員 先ほど申しましたように、東京都におきましても、あるいは神奈川県におきましても、処分の決定が遅れておるのが相当であるといふ点は、御指摘のようになつてゐる／＼もさう考へております。しかしながら熱心にやられておられますことは、これは事実でございまして、私どもは東京都並びに神奈川県、その他各府県の労働委員会の委員の名譽のために、われわれはあくまで熱心におやりにやつておるといふことを、申し上げたいと存ずるのでございませう。

○倉石委員長 この際委員長から政府側に要望したいことがございませう。先ほど春日委員の御要求になりました資料の一部は提出されたようでありませうが、残余の部分はなるべく早くこれを提出願ひたいと存じます。

ただいま議題になつております労働組合法の一部を改正する法律案に對する、質疑を打ち切りたいと存じます。御異議ございませうか。

○倉石委員長 御異議がなければ、さうに決定いたします。

引續いて、労働組合法の一部を改正する法律案について討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。島田末信君。

○島田委員 私はいまだ議題となりません。労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表して賛成の意見を簡単に述べんとするものであります。

これは提案理由によつて、すでに明らかになりました。労働組合法第十九條第二十項の規定によりまして、使用者委員、労働者委員及び公益委員は、普通ならば各五人であります。それは東京府のみは例外として七人になつてゐるところを、今回は北海道、大阪府及び福岡県について、おの／＼各七名に増員したいという提案であります。

御承知のように、北海道、大阪府及び福岡県は、労働組合数、労働組合員数、事業場数及び事業場労働者数等が、他府県に比較して格段の相違があるのであります。すなわち、その数が非常に多いのみならず、また最近の労働争議発生件数、労働委員会の争議関与件数、労働組合の資格審査件数、及び不当労働行為の審査件数等に見ましても、大抵東京府と相前後する状況にあるのであります。さらに大阪府及び福岡県は、これが近畿及び九州地方の中心地であるという、この立地条件から、常に発生する種々の労働争議が、二府県以上にまたがつておつて、労働委員会の活躍しなければならぬ場面が、地域的にも非常に多く、また複雑性を帯びておるのであります。さらに北海道は、地域的に見まして非常に広汎なために、これまた従来の員数をもつては、な／＼その操作がしにく

いという状況にあることは、すでに提案理由の中に説明してある通りであります。私はこういう現実からながめまして、本来ならば、われ／＼は業界が安定し、労使の間に利害関係が一致して、少くとも労働委員会が活躍する場面が狭まつて、委員の方がだん／＼と減つて参るという状況に、日本が立ち至ることを心から願つておるのであります。現実にはそれを許しません。現在のままにおきましては、やはりこの提案となつておられますように、増員を実現して、労働委員会が関與しなければならぬすべての事業を一日もすみやかに解決して、労使のいゝゆる一致協力のもとに、生産面を進展しなければならぬというような、この必要に迫られてゐることを、私どもは痛感するのであります。愛知、神奈川、兵庫等も、これに次いで、あるいは現状においては、将来増員しなければならぬというような必要も要せられますが、私はこの段階におきましては、ただいま提案にありますがこの三地区に対する増員につき、賛成したいのであります。

情勢と、だん／＼日本が民主化の発展の過程におけるところの労働組合運動の推移と、ならみ合せて、私は現行の労働組合法を根本的に改正する時期が近く来ると考えます。またその時期を早めまして、まづたく自主的に日本の労働組合運動が、日本の経済の上におきまして、日本の民主化の発展の上におきまして、労働組合運動の使命を完全に果し得るところの態勢を整え得るような、労働組合運動に指導し、育成しなくてはならぬと考えます。そのうした根本的な問題は、今日意見述べることと差控えますが、まづたゞ事務的に現行法を改正する面も、労使双方から見まして、あるいは公益委員の立場から見しても、あるいは行政官庁の立場から見しても、あの組合法の中には幾多あるかと考えます。私はこうした点につきましては、まづたくこだわらずに、できるだけすみやかに実情に沿うような態勢に、労働省自身が積極的にその内容を検討されるように要望したいと思ひます。

その次には、労働委員会の公正なる積極的な活動の問題でございます。ただいまの質問の中に、いろいろ要望されておりましたし、また地方の労働委員会を含めまして、一部には不信の聲も高くございます。これは一つには、労使双方ばかりではありません、公益委員の人選にいい人物を得るといふことが、第一條件ではございすが、それとともに見のがしてはならない問題が、労働委員会に対するところの予算的措置がもとと講ぜられなくてはならぬといふことが、大きな問題としてあらと考へます。大阪の例を見ますならば、大阪の公益委員の五人の人は、

○倉石委員長 前田種男君。

○前田(種)委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されております改正案に賛意を表します。二、三の意見を申し上げますと、労働組合法全体につきましては、根本的な改正の問題と、こゝでわづかに、事務的に改正すべき問題と、二様にわけることができると考えます。もちろん、昨年労働組合法の改正をされたときの

自分の職業をなげうつて、一箇月夜も寝ずに、公益委員の職務を遂行するたゞにやつてゐるといふような実情がございします。こうした点等は、今のような予算的処置では何人も忌避して、喜んで引受ける人はいないと私は考えます。私はその点から行きまして、労働委員会がもとと信用を得、積極的に活動するためには、予算的処置を講じて人材を集めて、日本の労働組合運動、あるいは労使間のあり方を、実力行使でなくて、平和的に処理し、そうして労働委員会の処置に信頼を持つて従うといふような傾向に向けなくてはならぬと考えます。その点につきまして、人選の上におきまして、あるいは予算的処置におきまして、一段と当局の積極的な処置を要望したいと考へます。

その次に、今は北海道、大阪、福岡県の三つが増員になる案件でございします。先ほど私が御質問申し上げましたように、それに次ぐ日本の代表的な工場地区として、また労働組合運動の中心地区としての愛知県、神奈川県、兵庫県、また近く東京都並びにこの三地方と同様に、委員を増員する措置をとつていただくように強く要望いたします。賛成の意を表します。

○倉石委員長 春日正一君。

○春日委員 労働委員の人数をふやすといふこの案に対して、共産党は反対します。というのは、まあ七人になつたら仕事ができるじやないか、それをあえて反対することもあるまいじやないかといふ考えもあると思ひますけれども、問題は、そういう人間の数の問題では私はないと思ひます。これは労働

組合自体の中にある非常なあいまいさ、そうしてそういうところにつけ込む政府あるいは資本家の悪辣な攻撃、こういうものが、今日の労働紛争を一番大きくしておるのだ。たとえば不当労働行為といふようなものについて、去年の七月に、政府が率先して模範を示して、国鉄中興の首を切つた。今まで組合幹部といふものの首を切つちやいかぬといふことは、大抵概念になつておつたけれども、政府が模範を示し、その後は至るところで、そういう組合の幹部あるいは活動的の分子といふ者が、くだらぬ名前を首を切られてゐる。島津製作のごときは、私ども七月に行つたときに聞いてみると、五千人の組合の委員長が、暗愚無能にして云々といふような理由で首を切られておるといふことが、ひんびんと起つておる。これは政府の政策によるものだといふざるを得ない。たとえば長崎なんかの市街組の首切りの場合には、この不当だといふことが地方裁判所で判決されておるにもかかわらず、吉田総理大臣がこれに対して異議を申し立てておる。といふやうにしてみると、こういうことは一貫した政府の政策であると考えざるを得ない。しかも日経連あたりの政策としてやられ、組合幹部に対するところの攻撃といふものが、だん／＼出て来る点に、今日不当労働行為といふやうなるさい問題、たゞくさん出してくる根本がある。この点が改められずして、ただ七人ふやすといふやうなことだけならば、これはどうにもならぬ。むしろやるなら、そういう不当労働行為をはつきり禁止をするように、その條文をつくるべきだと私は思ふ。

組合自体の中にある非常なあいまいさ、そうしてそういうところにつけ込む政府あるいは資本家の悪辣な攻撃、こういうものが、今日の労働紛争を一番大きくしておるのだ。たとえば不当労働行為といふようなものについて、去年の七月に、政府が率先して模範を示して、国鉄中興の首を切つた。今まで組合幹部といふものの首を切つちやいかぬといふことは、大抵概念になつておつたけれども、政府が模範を示し、その後は至るところで、そういう組合の幹部あるいは活動的の分子といふ者が、くだらぬ名前を首を切られてゐる。島津製作のごときは、私ども七月に行つたときに聞いてみると、五千人の組合の委員長が、暗愚無能にして云々といふような理由で首を切られておるといふことが、ひんびんと起つておる。これは政府の政策によるものだといふざるを得ない。たとえば長崎なんかの市街組の首切りの場合には、この不当だといふことが地方裁判所で判決されておるにもかかわらず、吉田総理大臣がこれに対して異議を申し立てておる。といふやうにしてみると、こういうことは一貫した政府の政策であると考えざるを得ない。しかも日経連あたりの政策としてやられ、組合幹部に対するところの攻撃といふものが、だん／＼出て来る点に、今日不当労働行為といふやうなるさい問題、たゞくさん出してくる根本がある。この点が改められずして、ただ七人ふやすといふやうなことだけならば、これはどうにもならぬ。むしろやるなら、そういう不当労働行為をはつきり禁止をするように、その條文をつくるべきだと私は思ふ。

それからもう一つの点は、労働委員会自体の問題でありますけれども、先ほど質問をいたしましたように、職権委嘱というものが始まつてから、労働委員会の信頼が非常になくなつて来た。地方に行くと、あんな労働委員会に頼んでもだめだ、買収されておるといううわさすら、出て来るというふうな状態になつておる。だから、そんなような状態の労働委員会が、たとい七人にふやされ、十人にふやされてみたところで、これでは決してその権威を高めて、任務をやつて行くというふうにはならないと私は思う。やはり労働委員会というものは、少くとも労働者側の委員といふものには、労働者の多数の信頼のある者が出されるという原則が確立されざる限り、これは單に労働者の中から出した政府委員ということになつてしまふ。現実にも、今日労働委員会の中の、な問題の解決が遅れ、あるいは信頼がなくなるという根本になつておると思う。それから特に公益委員の専断権の問題は、この前の労組法改正のときにも、私らいろいろ質問もしたのですけれども、公益委員だけにまかせるといふことのために、事の処理がだん／＼遅れて行く。どうしたつて労働者の問題について解決を急ぐのは労働者なんだ。ところがこれが決定に参加できないというために、解決が遅れて行く。東京都労働委員が現に七人になつておるけれども、先ほど柄澤君が言われたように、月に四件ぐらしか片づかないという状態になつておる。現実にもこういう状態で、ほかの三地域を七人にふやしてみたとところで、それで問題の解決にはな

らないと私は思う。そういう意味で、私は労働委員会というものがもつと權威のあるものになるために、職権委嘱をやること、それから不当労働行為の原因になつておるところの、政府や資本金のやる組合幹部に対する首切りを禁ずるというところの改正が先であつて、この七人をいじる、どうこうというふうなことは、労働組合にとつて大した問題ではない。そういう意味で反対いたします。

○倉石委員長 これにて討論は終局いたしました。

労働組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出いたします報告書の作成については、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、さうに決定いたします。

○倉石委員長 次に労働事情に関する件を議題といたします。この際ちよつと申し上げますが、出席要求をいたしおられます鈴木労働大臣、齋藤職業安定局長は、ただいまその筋に参つておりますので、用の済み次第出席するようによろしく要求いたしてあります。なお賀来労働局長は、ただいまの両君と打合せのために暫時退席いたしますが、海老塚失業対策課長、金子統計調査部長、寺本労働基準局長が出席しておられますので、それらの当局からまず事情を

聴取いたしたいと存じます。質疑を許します。前田種男君。

○前田(種)委員 寺本局長にお尋ねいたします。昨年から教回りの問題になつておりますが、賃金の遅欠配が最近非常に悪質になつて来ておるのでございします。特に本年度の経済状態から見ますと、その事情が相当顯著なものがあるかと私は考えます。そうした賃金の遅欠配の問題等に対する労働省の全体的な対策等を、あらかじめた

だしておきたいと考えます。

○寺本政府委員 賃金遅欠配に対する労働省の全般的な政策はどうかというお尋ねでございます。労働省としては直接産業政策、金融政策等から起つて来るこの賃金遅欠配を、具体的にどう処理して行くかということが、行政面において担当しているところでござい

ます。根本的に賃金遅欠配が起らぬようにすることは、労働省本来の仕事と申しますよりも、大蔵省ないしは通産省等の担当している仕事でありまして、労働省としては賃金遅欠配の起つてくる実情を行政面においてどう処理するかという実情を、これらの省に連絡いたしまして、さうして金融政策、産業政策の立案を促進するという建前に立つておるわけでございします。

○前田(種)委員 最近金まわりが悪く、事業不振だということ、事業の責任者の中においては、相当深刻な点もたくさんありますが、中にはまたさうした事情に便乗して、当然拂える賃金すらだん／＼遅らして、今日では二箇月、三箇月、四箇月、あるいは半年というように、だん／＼賃金が遅れて来ているという事情が相当顯著になつて来ております。さうした悪質者に対しては、労働者の立場を保護する行政官庁としての労働省の立場というものがあ

るはずで、また一方では、正式に解雇いたしましたところ、解雇手当を出さなければならぬ。ところが賃金をだんだん遅らして行つて、もう耐え忍べないというところで、労働者みずからがやめて行くということになると、退職手当も十分に出不さなくともよいというような点から、必要以上に賃金を遅らして、さうして解雇するということではなくて、真綿で首を締めるというようになつて、労働者みずからがやめて行かなければならぬような境遇に追い詰めるという悪質なものに相当するわけですから、さうした問題について、労働省としては、出先地方官庁に対していかなる善後処置を講じておられるか、その点をもう一度承つておきたいと考えます。

○寺本政府委員 賃金遅欠配が現実には起つておる、それを労働省としてどうさばいて行くかという行政面の仕事があるではないか、それをどうしているかというお尋ねだと思ひますが、この問題につきましては、昨年三月検事総長、労働大臣双方の声明を出し、賃金遅欠配は基準法第二十四條違反として、嚴重にこれを取締つて行くという方針を出しまして以来、その方針をゆるめることなく、嚴重に勵行して参つております。従ひましてただいま御指摘のような、金詰まりに藉口して賃金を支拂わない、さうして本来ならば、賃金遅欠配をやりながら、間接に退職するの余儀なきに至らしめるというよう

な悪質なものに対しては、嚴重に取締つております。現在までに現れた統計、ここに正確な数字は持ち合せておりませんが、十二月末においては、前回の労働委員会に申し上げた数字よりも、この賃金遅欠配の総額はふえておりました。たしか八十五億になつたと思つております。そのうち七十三億余りの金額が支拂いになつておりまして、その差額は前回申し上げた差額の十六億といふのが、十二億程度に縮まつておるはすでありました。但しこれは十二月末の統計でございますので、本年一月以降の情勢については、あるいはその差額が広がつておるはせぬかと懸念される節もございします。現在までのところではさういふ数字になつておりました。従来立てた方針を堅持した結果が、現われて参つておるような状況でございます。この方針は現在でも参ります。嚴重に勵行いたしてございまして、さうした悪質な事犯については、断乎たる取締りをもつてやつて行くといふことを申し上げておきます。

○前田(種)委員 川崎市の溝ノ口にあります日本時計の例を一つ申し上げますと、従業員は二百人余りでございしますが、昨年の十一月から遅配がだんだん続いているわけですから、さうして百名ほど解雇するといふことになつておりますが、当然基準法に基づくところの予告手当三十日分を支拂わなければならないはずにもかかわらず、これを拂わぬはすにもかかわらず、これを拂わぬ。さうして基準監督局からいろいろ注意され、あるいは法規の履行を迫られて、それに対して社長は、やらないとは言わぬが、結局実行しない。さうして賃金の遅欠配と三十日分の退職手当を含まして、これからの五月から十一月までの間に、なしくずしで拂

て来ております。さうした悪質者に対しては、労働者の立場を保護する行政官庁としての労働省の立場というものがあ

るはずで、また一方では、正式に解雇いたしましたところ、解雇手当を出さなければならぬ。ところが賃金をだんだん遅らして行つて、もう耐え忍べないというところで、労働者みずからがやめて行くということになると、退職手当も十分に出不さなくともよいというような点から、必要以上に賃金を遅らして、さうして解雇するということではなくて、真綿で首を締めるというようになつて、労働者みずからがやめて行かなければならぬような境遇に追い詰めるという悪質なものに相当するわけですから、さうした問題について、労働省としては、出先地方官庁に対していかなる善後処置を講じておられるか、その点をもう一度承つておきたいと考えます。

○寺本政府委員 賃金遅欠配が現実には起つておる、それを労働省としてどうさばいて行くかという行政面の仕事があるではないか、それをどうしているかというお尋ねだと思ひますが、この問題につきましては、昨年三月検事総長、労働大臣双方の声明を出し、賃金遅欠配は基準法第二十四條違反として、嚴重にこれを取締つて行くという方針を出しまして以来、その方針をゆるめることなく、嚴重に勵行して参つております。従ひましてただいま御指摘のような、金詰まりに藉口して賃金を支拂わない、さうして本来ならば、賃金遅欠配をやりながら、間接に退職するの余儀なきに至らしめるというよう

な悪質なものに対しては、嚴重に取締つております。現在までに現れた統計、ここに正確な数字は持ち合せておりませんが、十二月末においては、前回の労働委員会に申し上げた数字よりも、この賃金遅欠配の総額はふえておりました。たしか八十五億になつたと思つております。そのうち七十三億余りの金額が支拂いになつておりまして、その差額は前回申し上げた差額の十六億といふのが、十二億程度に縮まつておるはすでありました。但しこれは十二月末の統計でございますので、本年一月以降の情勢については、あるいはその差額が広がつておるはせぬかと懸念される節もございします。現在までのところではさういふ数字になつておりました。従来立てた方針を堅持した結果が、現われて参つておるような状況でございます。この方針は現在でも参ります。嚴重に勵行いたしてございまして、さうした悪質な事犯については、断乎たる取締りをもつてやつて行くといふことを申し上げておきます。

○前田(種)委員 川崎市の溝ノ口にあります日本時計の例を一つ申し上げますと、従業員は二百人余りでございしますが、昨年の十一月から遅配がだんだん続いているわけですから、さうして百名ほど解雇するといふことになつておりますが、当然基準法に基づくところの予告手当三十日分を支拂わなければならないはずにもかかわらず、これを拂わぬはすにもかかわらず、これを拂わぬ。さうして基準監督局からいろいろ注意され、あるいは法規の履行を迫られて、それに対して社長は、やらないとは言わぬが、結局実行しない。さうして賃金の遅欠配と三十日分の退職手当を含まして、これからの五月から十一月までの間に、なしくずしで拂

て来ております。さうした悪質者に対しては、労働者の立場を保護する行政官庁としての労働省の立場というものがあ

るはずで、また一方では、正式に解雇いたしましたところ、解雇手当を出さなければならぬ。ところが賃金をだんだん遅らして行つて、もう耐え忍べないというところで、労働者みずからがやめて行くということになると、退職手当も十分に出不さなくともよいというような点から、必要以上に賃金を遅らして、さうして解雇するということではなくて、真綿で首を締めるというようになつて、労働者みずからがやめて行かなければならぬような境遇に追い詰めるという悪質なものに相当するわけですから、さうした問題について、労働省としては、出先地方官庁に対していかなる善後処置を講じておられるか、その点をもう一度承つておきたいと考えます。

○寺本政府委員 賃金遅欠配が現実には起つておる、それを労働省としてどうさばいて行くかという行政面の仕事があるではないか、それをどうしているかというお尋ねだと思ひますが、この問題につきましては、昨年三月検事総長、労働大臣双方の声明を出し、賃金遅欠配は基準法第二十四條違反として、嚴重にこれを取締つて行くという方針を出しまして以来、その方針をゆるめることなく、嚴重に勵行して参つております。従ひましてただいま御指摘のような、金詰まりに藉口して賃金を支拂わない、さうして本来ならば、賃金遅欠配をやりながら、間接に退職するの余儀なきに至らしめるというよう

な悪質なものに対しては、嚴重に取締つております。現在までに現れた統計、ここに正確な数字は持ち合せておりませんが、十二月末においては、前回の労働委員会に申し上げた数字よりも、この賃金遅欠配の総額はふえておりました。たしか八十五億になつたと思つております。そのうち七十三億余りの金額が支拂いになつておりまして、その差額は前回申し上げた差額の十六億といふのが、十二億程度に縮まつておるはすでありました。但しこれは十二月末の統計でございますので、本年一月以降の情勢については、あるいはその差額が広がつておるはせぬかと懸念される節もございします。現在までのところではさういふ数字になつておりました。従来立てた方針を堅持した結果が、現われて参つておるような状況でございます。この方針は現在でも参ります。嚴重に勵行いたしてございまして、さうした悪質な事犯については、断乎たる取締りをもつてやつて行くといふことを申し上げておきます。

○前田(種)委員 川崎市の溝ノ口にあります日本時計の例を一つ申し上げますと、従業員は二百人余りでございしますが、昨年の十一月から遅配がだんだん続いているわけですから、さうして百名ほど解雇するといふことになつておりますが、当然基準法に基づくところの予告手当三十日分を支拂わなければならないはずにもかかわらず、これを拂わぬはすにもかかわらず、これを拂わぬ。さうして基準監督局からいろいろ注意され、あるいは法規の履行を迫られて、それに対して社長は、やらないとは言わぬが、結局実行しない。さうして賃金の遅欠配と三十日分の退職手当を含まして、これからの五月から十一月までの間に、なしくずしで拂

て来ております。さうした悪質者に対しては、労働者の立場を保護する行政官庁としての労働省の立場というものがあ

るはずで、また一方では、正式に解雇いたしましたところ、解雇手当を出さなければならぬ。ところが賃金をだんだん遅らして行つて、もう耐え忍べないというところで、労働者みずからがやめて行くということになると、退職手当も十分に出不さなくともよいというような点から、必要以上に賃金を遅らして、さうして解雇するということではなくて、真綿で首を締めるというようになつて、労働者みずからがやめて行かなければならぬような境遇に追い詰めるという悪質なものに相当するわけですから、さうした問題について、労働省としては、出先地方官庁に対していかなる善後処置を講じておられるか、その点をもう一度承つておきたいと考えます。

○寺本政府委員 賃金遅欠配が現実には起つておる、それを労働省としてどうさばいて行くかという行政面の仕事があるではないか、それをどうしているかというお尋ねだと思ひますが、この問題につきましては、昨年三月検事総長、労働大臣双方の声明を出し、賃金遅欠配は基準法第二十四條違反として、嚴重にこれを取締つて行くという方針を出しまして以来、その方針をゆるめることなく、嚴重に勵行して参つております。従ひましてただいま御指摘のような、金詰まりに藉口して賃金を支拂わない、さうして本来ならば、賃金遅欠配をやりながら、間接に退職するの余儀なきに至らしめるというよう

な悪質なものに対しては、嚴重に取締つております。現在までに現れた統計、ここに正確な数字は持ち合せておりませんが、十二月末においては、前回の労働委員会に申し上げた数字よりも、この賃金遅欠配の総額はふえておりました。たしか八十五億になつたと思つております。そのうち七十三億余りの金額が支拂いになつておりまして、その差額は前回申し上げた差額の十六億といふのが、十二億程度に縮まつておるはすでありました。但しこれは十二月末の統計でございますので、本年一月以降の情勢については、あるいはその差額が広がつておるはせぬかと懸念される節もございします。現在までのところではさういふ数字になつておりました。従来立てた方針を堅持した結果が、現われて参つておるような状況でございます。この方針は現在でも参ります。嚴重に勵行いたしてございまして、さうした悪質な事犯については、断乎たる取締りをもつてやつて行くといふことを申し上げておきます。

○前田(種)委員 川崎市の溝ノ口にあります日本時計の例を一つ申し上げますと、従業員は二百人余りでございしますが、昨年の十一月から遅配がだんだん続いているわけですから、さうして百名ほど解雇するといふことになつておりますが、当然基準法に基づくところの予告手当三十日分を支拂わなければならないはずにもかかわらず、これを拂わぬはすにもかかわらず、これを拂わぬ。さうして基準監督局からいろいろ注意され、あるいは法規の履行を迫られて、それに対して社長は、やらないとは言わぬが、結局実行しない。さうして賃金の遅欠配と三十日分の退職手当を含まして、これからの五月から十一月までの間に、なしくずしで拂

て来ております。さうした悪質者に対しては、労働者の立場を保護する行政官庁としての労働省の立場というものがあ

うという問題にならないような条件を出して来て、話にもならないような状態でありまして、こうした問題については、もちろん地方の官庁としては、法を守つてやる、労働者の立場を保護してやるという努力はしておられるようでありまして、なか／＼言うことを聞かないというように、今日ではもうけは、その悪い状態になつて来て、本省からやはり直接指示をするとか、あるいは昨年三月に横事部長名で出した通牒は、もう一年経過しておりますので、今日の事態に即した新しい観点に立つたところの政府の処置を、通牒なり、その他の指示で地方官庁に流す。そうして法を守らないという人に対して、いかにして労働立法を保護して行くかという建前を、明確にする必要があると考へます。今申し上げた一例については、労働省に善処を願ひたいのですが、全体の問題についても、新しい処置を講じてもらいたいというのを要望したいのです。そういう意思があるかどうかということ、承つておきたいと考へます。

○寺本政府委員 御指摘になりました川崎市の溝ノ口の日本時計の事件は、私は報告を受けておりませんので、調べまして、またいづれ御要求があれば御答弁申し上げ、また善処したいと思つております。

なお昨年三月の通牒は、もう一年たつていて感じが十分鈍くなつたので、更新するつもりはないかというお話であります。方針につきましては、別に改める必要はないと思つております。ただその後事態がこういふふうになり、非常に悪くなつて来ておりますので、

賃金遅欠配の一般状況を部内によく徹底させまして、先日も全国の基準局長会議を開きまして、この問題については取締りをゆるめることなく、十分やるようにという指示は與えております。

○柄澤委員 関連して質問いたします。賃金遅欠配の取締りをさらに厳重にしたいというお話でございましたが、前田委員からお話がありましたように、中小企業の運搬、不拂いというものが非常に多くなつております。従つて電力料金とか税金というふうなものも拂いかねるような状態になつて、差押えなども最近では非常に多くなつてゐる。ところによつては国税庁という連絡して、不正な企業の取締りが行われてゐるようなことも承つております。私どもとしては、ただ単に取締りをするというふうな抽象的な言葉ではなしに、具体的にどういふふうになされてゐるか、賃金の支拂いというところが、あらゆるものに優先してやらなければならないという点をぜひ監督していただきたいと思ひますが、そういう点についての御意見を承りたいと思ひます。

○寺本政府委員 現在の取締りの方針を申し上げたいと思ひます。あらゆるものに優先して賃金運搬を解消するようになつて御意見でございますが、これは現在の法制上はそこまでは解釈できないと思ひます。しかし賃金運搬のないような極力保護いたしまして、普通の民法上の債権よりも優先させるという取締りの方針を立てまして、民事上の債務を弁済したために、支拂い期に來てゐる賃金が拂えなくなつたというのとは違反として取締つております

が、税金についてもさらに優先するかということになると、税金についても罰則がかけられてゐる場合が非常に多いのでありまして、税金について賃金が優先するという建前は、現在の法制のもとではとり得ないと思つております。従ひまして御指摘のように、税金をとられたために、賃金が支拂い困難になるといふ現実の事態が起つてゐるのではありませんが、現在の法律では、この問題は解消しにくい問題であると思つております。ことに中小企業で非常に賃金運搬が起つてゐるという御指摘でございますが、事実はその通りであると思ひます。ただ現在の法制からいいますならば、中小企業については税金の支拂い能力もないという事例が相当ありはせぬか、そういう場合に賃金の運搬が起つてゐるという問題は、現在の法律のもとでは解決し得ない問題ではないかと考へております。

○柄澤委員 現在の法律のもとではやむを得ないというふうな考へでございませうけれども、いろいろな地方その他の税金につきましても、悪税の害も相当高いときに、賃金の運搬で、生活できないというところまで追い込まれて、一家心中があつたり、子供を殺してゐるという実情に堪へがみまして、生存権を特に保護されておるような今日、働く者の生存権を保障するのは賃金以外にはないのでございませうから、特に現在のような危険にさらされてゐるときに、賃金の支拂い、生存権を保護するために、当局としてどういふ処置をおとりになるお考へですか。

○寺本政府委員 賃金運搬が起るという生活問題につきましては、基準法の運用と申しますよりも、むしろ生活保護法その他で解決すべき問題が相当に起つてゐるというふうに考へます。この点は現実に賃金運搬の申告を受けました労働基準監督署では、事業上の調査をいたしまして、支拂い能力が皆無だと思はれる場合には、民生委員その他と連絡をとつておるはずでございませう。

○春日委員 今遅欠配の問題があつたので、ちよつとお聞きしますが、先ほど前田君も言われましたけれども、こういうことをやつて――たとえば神奈川県、そのほか従業員に給料を二月も三月も拂わない、そういう状態になつておつて、首を切ると言われぬ。給料も拂わない、本人がやめると、自分でかつてにやめたのだから退職手当は出さぬ、こういうのですが、そういう措置をあなたの方ではどういふふうにしておられますか。

○寺本政府委員 解雇の問題は、現在の法制のもとでは組合関係に保護規定が若干あるのは、基準法では業務上の疾病並びに産前産後で休んでゐる者、これを解雇してはいけないという規定だけで、強力な解雇の保護規定がないのであります。従ひまして、賃金運搬の原因になつて退職するといふ場合には、法律上これを保護するといふ問題は、賃金支拂い促進して、間接に職場を離れて行く者を防ぐといふふうには、賃金運搬の面で盡力するといふよりは、直接解雇そのものを防ぐといふ法制的な措置はないように思ひます。

○春日委員 この問題は根本的問題になると、基準局長ではちよつと私は話がむじりやないかと思ふ。だから労働大臣が來たら、運搬になつて、労働者が食つて行く問題をどうするかという点はお聞きするとして、次に労働災害の問題ですけれども、最近非常に労働災害が多くなつてゐますが、大體去年、一昨年と比べてひとつ説明願ひたいと思ひます。

○寺本政府委員 労働災害が昨年、一昨年に比較して増加しつゝあるではないかという御質問でございますが、これも業種によつて異なるのであります。一般の工場災害につきましては、その顯著な変化はないと思ひます。鉱山の災害については若干増加しつゝある傾向にあると申し上げられると思ひます。なお手元にこまかい災害統計を持ち合せておりませんので、ごく大ざつぱりでございませうが、そういう状態になつております。

○春日委員 それではあとからその統計を見せてもらへませうか。

○寺本政府委員 差上げます。

○春日委員 統計の問題はそれとして、労働組合機関紙に出た災害の例を見ますと、基準法違反が非常にたくさんある。たとえば保護施設をすべきところを、していないという点が非常にある。たとえば三月十三日の労働戦線などに出ておる日新化学の新居浜工場などを見ますと、ここには総同盟の労働組合があるのですが、ガスが非常に漏洩して、そのために手足がしびれるとか、あるいは精力が衰えるというふうなことが書かれてある。そのために従業員の一個までは病人になつてゐるといふような報道も出てゐる。こういうものが非常に多いわけです。一々読み上げれば時間が長くなるから、読み上げないけれども、こういうところは非

常に多いわけでは、そういうものに対しては、実際に監督がほとんどやられていない。工場の従業員に言わせると、基準監督官が来たつてだめだ。事務所に入つて一ぱい飲んで帰つてしまふだけだ。というふうな、非難が非常に多いわけだ。こういうものの監督について、あなた方は現在どういうふうなやつておるか。またこういふふうな具体的な事例がどん／＼あがられて来て、あなたの方に出された場合に、あなたの方でどういふ処置をされるか、その点をお聞きしておきたい。

○寺本政府委員 安全関係、衛生関係の行政につきましては、御指摘の通り終戦後、基準法施行以来いろいろやつて参つておりますが、現在までのところ目立つような成果があがつていないと思つております。一つには施設の改善が非常に困難であるという点もあろうかと思ひますが、全体として従来賃金関係が労働関係では非常に重く見られて、安全衛生の問題の取上げ方が、第二次的になつておつたためではなからうかと考えております。現在では安全衛生の問題は、生産力増強にも非常に関係の深い問題でありますので、監督官には十分この点に留意して監督を行うように指示いたしております。なお監督官がやつて来てだめだというお話がございます。多数の監督官の中には、さういふ者もあるかと考えますが、現在各府県に設けられております労働基準審議会——中央にも労働基準審議会がありますが、基準法制定当時の審議会は基準法の運営が適正に行われるように、いわばお目付け役とでもいう考えから設けられたのでありまして、そこらの委員会の運用その他

で、監督官のそうした非難がないよう、情報を提供していただくようにお願いしておるのであります。なお労働組合その他でそういう点をお気づきの場合には、情報をいただくように、私としてはお願いしておく次第であります。

○春日委員 それで、基準法が実施されてから、あまり効果をあげていないということは、あなたも認めておられる。監督官が出て行つても、大して改善されないというふうな状態になつてゐる。これを直すには、監督官をいくらふやしてみたところで、とてもふやしきれぬものではないし、やはり労働組合の協力ということが一番必要になつて来るのじやないかと思ふのです。その点は今の話でも、大体労働組合が資金その他の方を一生懸命やつておつて、安全衛生の方はあまり関心がなかつた。しかし最近ではこの安全衛生の問題に対しては、労働者が非常に関心を持つております。けが人とかさういふものが出るために、関心持つておられるけれども、一番問題なのは、この基準法自体が、労働者に一般に周知徹底されていらないということだと思ふ。だからこの基準法を労働者に周知徹底させる。そうして基準法の違反をどん／＼摘発する上には、どういふことを、政府から工場、事業場に大きくポスターでも張り出して、こういう條文があるからこういう点は注意しろというふうな張り出させることが、基準法をやつて行く上には、監督官をふやすとか何とかということよりもつとよい。こういうことをおやりになる。お考えがあるか——というよりも、私はぜひやつて

もらなければならぬと思ひますが、その点ひとつ……。

○寺本政府委員 基準法の施行を段階的に申し上げますと、二十二年の九月に施行されましたからおよそ六箇月の間は、この法律に基づく取締りよりも、普及宣伝に全力をあげて参つたのであります。その後試験的に監督を行つた時代がやはり数箇月あつたのであります。その間は違反事件があつても、全部中央で統制するという扱いをやつて参りました。その後全面的に地方でこの基準法の取締りをやらせるといふ取扱い、いわば三つの段階を通過して今日まで参つております。そういう意味で初年度、当初の年は、相当普及徹底の予算その他をとりまして行いましたのであります。法律施行後すでに三年となつておりますので、今日ではこの基準法の普及徹底のための特別の予算というものが、とりにくいような状況になつておりました。現在は何らかの機会がありましたら、その機会に基準法の普及をするという程度でとどめておきます。なお労使双方からの御協力があつて、民間で基準法の普及を相当にやつておるといつたようなものもあるように承知しております。

○前田(種)委員 今の基準法の普及徹底は非常にけつこうですが、どうも最近の情勢は、事業不振から来て、生き残るか死ぬかという境目だから、法律なんか守つておれないという悪質なものも出て来てゐるのです。まして基準法を完全に施行するといふようなことは、たいへんなことだ。だからさうしたことはなか／＼容易にやれぬということ、むしろ積極的に、業者の中には基準法に違反する、そういうなまやさしい経済状態じやないのだということになつて来ている事例が相当あるのです。これは昨年より今年、特に今年の夏を目標に置きますと、相当悪くなつた傾向が予知できるわけだ。私はこの経済状態、金詰まり、いろ／＼な点の事情はわかりますが、しかし半面またこの法を守つて行く。特に労働者の保護立法としてのただ一つの基準法を守つて行く。基準法を守らないことが、経済的に得になるというふうな資本家のもの考え方、戦争前のものであつて、むしろ今日は基準法を守つて、そうして短かい時間ですぐに仕事をさす、りっぱな仕事をさす、いい能率を上げます、より以上高級品をつくり出すことに全力を注がなければならぬというように、根本的にかわつて来ておられます。さうした悪傾向にあらまします中でございまして、さういふ基準法を徹底せしめては、さうした悪質な業者に対しては、強く反省を求めて、さうして正しき労働関係に、あるいは生産能力が上るといふ傾向に持つて行かなければならぬと考へますので、この点についてはひとつ労働省は躊躇することなく、使命の遂行に邁進していただきたいと私は考へますが、この際局長の見解を承つておきたいと思ひます。

○寺本政府委員 基準法に積極的に違反する、基準法を守らぬ方が得だから積極的に違反する空気があるというお話でございしますが、先ほど申し上げました通り、基準法施行については三つの段階を経て今日に至つてゐるのであります。その二番目の段階に入りまして昭和二十三年の中ごろ以降、一時基準法を積極的に守らぬための運動を起さうではないかという動きがあつたことを、情報で一部承つたのであります。その後経営者の大勢としても、この法律を守つて行こうという空気が、漸次強くなつておるのではなからうかと承知いたしております。この関係は昨年以來、国際労働会議などにひんびんと使用者代表の方も出ておられまして、日本の労働条件の外国からの批判を、直接身をもつて体験しておられます。今日では経営者の方の大勢はやはり基準法を守つて、その上に事業経営をやつて行こうという動きになつて来ていると思ひます。さういふ点で大勢から申しますれば、やはり基準法を守つて行こうという空気が強いのではなからうかと考へます。ただ中小企業は非常に追い込まれた状況にある最近、中小企業の一部にさういふ動きがあるのではないかと考へますが、大勢から申しますれば基準法を守つて、その上に事業経営をやつて行こうという空気が漸次強くなつて参つてゐるのではなからうかと考へております。

○前田(種)委員 今の局長の言われましたような情勢でありますならば、非常にけつこうです。しかし昨年末から今年夏あるいは今年秋にかけての見通しは、私が質問しましたような憂慮すべき事態が、現実起きて来ていると私は考へております。もちろん日経連あるいは大資本家あるいは商工会議所等の役員の中には、さうした局長の言われましたような大勢に順応する。特に世界の各労働関係機関等に代表として選ばれた人々等は、つとめてさうした態度をとつておられますが、現実の日本の経済事情、深刻な場面というものは、さうしたなまやさしいものでは

ないように私は見ております。これは一部ではありません。相当広範囲に深刻な場面がありますので、この点は押問答をするよりも、当局がそうした情勢は相当深刻なものであるということをよく認識されて、基準法の施行徹底に最善の努力をいたされるように私は要望しておきます。

○柄澤委員 先ほど賃金の遅欠配、未拂の場合に、民法上の債権より優先しておられるけれども、税金の場合はやむを得ぬという御見解が出されて、生活保護法によつて保障されるように努力するようになつてゐる。こういうようなふうになつておられますが、それは聞き違ひでございましょうか。私どももこういうことも承つたことがあるのでございませう。賃金の遅欠配、未拂の場合には、生活保護法によつてこれが保護されてよろしいというふうなことが、厚生省から出ておると聞いておるのでございませうけれども、基準局長は先ほど生活保護法で保護するというところをおつしやられたので、その点の御見解をはつきり伺いたいと思ひます。

○寺本政府委員 言葉が若干足りませんでしたために、申し加えておきたいと存じます。賃金遅欠配があつた場合には、生活保護法で保護するというふうには申し上げなかつたと思つたのであります。賃金遅欠配が起つておる場合に、ほかの民法上の債務を拂ふ余力はあつた。銀行に金を返すとか、資材の未拂いは拂つたが、賃金をあとまわしにしたという場合には、基準法違反として取締る。しかし税金を拂つてあと一文もなくなつたという場合には、現在の制度上では取締れないということをお願いしたのであります。中小企業

の中には、賃金遅欠配の申告がありましたが、調査いたしましたところ、支拂い能力がまつたかといふと認められる場合がありませう。そういう場合には、現行法上基準法違反として取締るわけには参りませうので、監督官が民生委員に連絡するようにしておるというふうには申し上げたのであります。

○柄澤委員 銀行の負債を拂ふよりも賃金の方が優先的だといふお話でございませうが、もし賃金を拂わないでございませう、銀行の方に拂つていたような事実がございしたら、基準局がこれをお取りになりまして、賃金を支拂わせるようになさるわけにございませうか。

○寺本政府委員 賃金債務も弁済期に來ておる、銀行債務も弁済期に來ておるという場合に、賃金債務をあとまわしにしたというときには、基準法違反として取締つておられます。

○柄澤委員 失業対策課長がお見えになつておられますので、一言だけお聞きしておきたいと思ひます。年末の労働委員会であつたと思ひますけれども、失業対策課長は、十一月末現在で東京都内では完全就労しておるといふ御報告がございまして、当時の政府の方針は完全就労であるのだということ、失業労働者は非常に明るい希望を持つたのでございませう。ところが、その後全国各地の私も労働委員に対する陳情、あるいは実情視察によつて得ましたところで見ますと、輪番制あるいは輪番制もおぼつかないといふことを承つております。それでいつ方針をおかへになつたのか。またそういうような指令をお出しになつたことがおありになるかどうか、その点御答弁願ひたいと思ひます。

○海老塚説明員 昨年の暮れの労働委員会、これは速記録を調べていただければわかりますが、私は完全就労が政府の方針であるといふふうによつた覚えはございませう。ただ求人開拓あるいは失業対策事業等の実施によりまして、なるべく就労日数を多くするようには政府は努力しておる、ということに申し上げたと思ひます。そういうふうに記憶いたしておられます。

○柄澤委員 当時失業対策課長が、二時間三時間も失業者につかまらなかった根拠はそこにあつたと思つたのであります。当時確かに七、八月は非常にあつたけれども、十一月末には東京都内では完全就労だといふ御報告がありましたので、労働者の陳情とは食い違つておるから、もしそれが政府の方針とすれば、職業安定所の方針であることは間違つておる。だから職業安定所は、当然政府の方針通り完全就労さすべきだといふのが、私どもの見解であつたのでございませう。それから予算がないから輪番制しろといふような達しを、各地方の職業安定所にお出しなすつた覚えがあるかどうか伺ひたい。

○海老塚説明員 暮れの労働委員会におきまして、東京都にあつた覚えがあるといふことは申しました。しかし当時の状況におきましては、大した数のあふれではない、若干と申し上げたと思つたのであります。それから輪番制の通牒を出したかといふ御質問であります。が、年度末が迫りまして、失業対策事業費の予算の関係もございまして、地方によりましては求職者を全部就労させることのできない安定所がありませうので、そういう安定所は輪番制を実施

して、できるだけ就労の均等をはかつてもらいたいといふような通牒を出しております。

○柄澤委員 最近地方で、失業者が仕事をよこしてもらいたい、働かしてもらいたいといふ真剣な要求がございまして、いろいろ形で弾圧が行われてゐるようでございませう。予算のわくがなければ輪番制にしてもよい、あるいは完全就労できなくてもよいといふようなお達しがあつたといふことで、地方の職業安定所は、予算がないのだからなるべく予算を繰り延ばすようにして、仕事をよこしてもらいたい、仕事をさしてもらいたいといふ労働者の要求に対して、こたえることができなかった。そういうことがあつたといふ事象を惹起したのであるが、失業対策課長としては、あつた指令を出すことは當を得た方針であると思ふかどうか。これは完全に政府の責任だと思ひますので、その点について課長はどういふふうにお考えになつておるか、伺ひたいと思ひます。

○倉石委員長 柄澤君に申し上げます。海老塚君は説明員でございませう。ただいまのような労働省としての御方針については、やはり労働大臣及び局長のおられるときに、あらためて御聴取願ひようになつたと思ひます。本日はこの程度で散会をいたします。

午後三時五十分散会

(参照)
労働組合法の一部を改正する法律案
に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月二十七日印刷

昭和二十五年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所